

# 富山県全国がん登録診療所指定要領

## 1 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項及び「がん登録等の推進に関する法律施行規則」（平成27年9月9日厚生労働省令第137号。以下「規則」という。）第14条に基づく診療所の指定等を行うことを目的とする。

## 2 対象施設について

対象となる施設は、原発性がんについて初回の診断を行っており、かつ、法第6条第1項の届出対象情報の届出を行うことが可能な診療所とする。

## 3 指定申請方法について

指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録における指定申請書（様式1）」を富山県厚生部健康課（以下「健康課」という。）に提出する。

## 4 指定について

富山県知事は、「全国がん登録における指定申請書（様式1）」を受理した場合には、法第6条第2項の診療所として指定を行い、その旨を申請者に通知する。

なお、指定は各年1月1日付けでまとめて行う。

## 5 指定診療所の申請内容の変更について

指定された診療所の申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所の変更届（様式2）」を速やかに健康課に提出する。

## 6 指定診療所の辞退について

指定診療所が、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式3）」を健康課に提出する。

## 7 指定の取り消し

富山県知事は、指定された診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき、又は、診療所が法第6条第1項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、法第6条第5項の規定により、その指定を取り消すことができる。

附 則 この要領は、平成27年12月21日から施行する。